


新中長期(10 力年)計画書 (案)

平成 28 年 5 月

 公益社団法人 大阪技術振興協会
新中長期(10 力年)計画推進委員会

目 次

I. 新中長期(10ヵ年)計画策定にあたって

II. これからの10年の全体像

III. 公益法人として社会的責任を果たすこと

I. 新中長期(10カ年)計画策定にあたって

協会は、業務を行う技術士集団として社会的責任を果たすため、公益社団法人に相応しい定款を定め、2012年に公益社団法人の認可を受けました。それ以降、定款第3条に定めた目的達成のため、また2015年の創立50周年を機に、協会及び会員がその倫理観を明確にし、事業を通じて広く社会と産業の発展に寄与する活動を続けることを「協会からのメッセージ」に示したように、基本理念を定めて再確認しました。

創立50周年を経た後の2016年に「今後の協会の運営姿勢」を内外に示すことは重要なことです。中でも、ものづくり技術の分野で現在の「市場の進化」(：結果第一主義や利益至上主義でない変化)の考えはまだ続くと予想され、その考えを協会の運営に取り入れることが適切であると考えています。

この考えに至ったことについて、

- ① これまでの協会の運営に一区切りが付いたこと
- ② 2016年10月に内閣府公益認定等委員会による認可後最初の立入検査を受けた結果、特に運営面で指摘や要改善事項がなかったこと
- ③ 業務監査を通じて常に改善と強化策を検討する組織機能があること
- ④ 近3ヶ年の事業報告書や収支計算書に示された業績向上
- ⑤ 協会の運営上の変化を求める会員の声が多いこと

など、協会が定款に掲げる「目的」、「事業」、「規律」(下記枠内に示す)に適った社会的責任を果たしていることを示すものと考えています。

今回の新中長期(10カ年)計画の推進に当っては、協会の運営方針・方法等について、委員会を通して一般会員からの意見を聞き、外部のステークホルダーの意見にも耳を傾けることが重要であると考えています。しかも「協会の社会的責任」を果たす上で常に「今何が必要かの考え方」を取り入れたいと思っています。

定款の抜粋；

目的；本協会は、科学技術に関するコンサルティング事業を通じて、科学技術の振興を図り、産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

事業；

(公益目的事業)

(1) 公共事業への技術支援 (2) 環境配慮活動への支援

(3) その他協会の公益目的を達成するために必要な事業

(収益事業)

(4) 技術士等の育成

規律；本協会は、理事会が別に定める倫理規程(自主行動基準)の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

以上の趣旨により、平成27年10月に「新中長期(10カ年)計画策定委員会」を設立し、委員会及び理事会で討議を重ねて、「新中長期(10カ年)計画書(案)；これからの10年の全体像」を作成し、その一部を協会のホームページ上に情報公開しました。

Ⅱ.これからの10年の全体像

『これからの10年の全体像』

“これからの50年は、持続可能な社会の実現に貢献する協会の進化にある”
(OTPEA for Sustainable Society)

基本目標【2026年度】	中間時の検証	主な計画	担当委員会
I. 会員が総活躍できる機会の提供と会員の増強 ・活躍会員65%以上 ・会員増強25%以上	① 年2回検証 PDCA 実施	①会員拡大 ・会員であることのメリットの確立 ・セミナー合格者の会員勧誘 ・女性技術士の活躍の場の提供	新中長期計画策定委員会 (会員増強担当)
		②会員研修 ・独立技術士へのセミナーコース開催 ・CPD研修の開催	協会誌編集委員会
Ⅱ. 公益法人として社会的責任 ・定款目的達成 ・信頼性の向上 ・安定性の確保 ・運営基盤の強化	② SS&SR 委員会 検証確認	③協会誌の活性化 ・執筆者の多様化 ・会員の広場の拡充(会員の自己PR・親睦)	協会誌編集委員会
		④HPの活性化 ・HPの更新 ・会員コーナーの充実	
		⑤SS&SR委員会による検証 ・新中長期計画の推進のチェック ・ISO26000(社会的責任SR)との整合性チェック	SS&SR委員会(新設)
Ⅲ. 各事業の検証と更なる展開策 ・事業年成長率 5%	③ 評価項目 各計画毎 事前決定	⑥協会の運営基盤の強化 ・人的基盤の強化 ・財務体質の強化	総務委員会
		⑦環境基礎講座の開設 ・会員・市民のための講座開設	新中長期計画策定委員会 (継続研鑽担当)
		⑧協会活動のマスコミ掲載 ・協会活動記事の投稿PR	新中長期計画策定委員会 (広報担当)
		⑨新規自治体の開拓 ・公共工事、環境保全支援業務の広報活動展開	受託業務委員会
		⑩EA21審査人の増員 ・審査人試験の受験勧誘 ・会員の活躍の場の提供	EA21普及委員会
		⑪試験合格率の向上 ・受験生数の拡大 ・講師陣の強化	技術士育成委員会
		⑫業務研修コースの活性化 ・企業内技術士にも対応した研修メニュー	技術士育成委員会 (業務研修コース)
Ⅳ. 新規事業の展開 ・新規事業比率 5%		⑬教育支援業務の拡大 ・官民への教育支援業務の広報活動展開	技術士育成委員会 (技術者教育支援業務)
		⑭科学技術普及の振興 ・マスコミ等による普及活動状況の報道・広報	科学技術普及委員会
		⑮新規事業の開拓 ・提案事業の評価・検証・事業化 ・中小企業ものづくり支援	新中長期計画策定委員会 (新規事業担当)

Ⅲ. 公益法人として社会的責任を果たすこと

C. フレーズ ; 《これからの50年は、持続可能な社会の実現に貢献する協会（: OTPEA for Sustainable Society）の進化（: Innovation）にある。》

協会が2012年に公益社団法人になったことから、公益法人制度関連三法⁰¹に則り、原則的に定款自治による法人の自主運営と、協会を取り巻く様々な環境の変化に対応した法人のガバナンスがより求められることになりました。

なお且つ、2015年に協会創立50年を経た今後、「これからの50年」に向けた協会の将来を展望して、新しい中長期計画を立て自ら行動していかなければ、定款に定めた目的・事業・規律等を達成するための組織体制や財政基盤等の確保も難しくなることも考えねばなりません。

新中長期(10ヵ年)計画の策定に当たって、その基本にしたことは、技術士集団の業務が社会や環境に与える影響に対して、まず持続可能な社会⁰²を築くための協会の役割をしっかりと見据えることと効果的な会員の増強策を探ること、そして事業推進においては会員自らの専門性を高め将来性を見極める方策であること、その上で協会の社会的責任SRを果たしていくこと、などです。

それには、協会と会員とがそれぞれの社会的責任を認識した上で、その活動におけるコミットメントを明確に示して、国際行動規範「ISO26000」（JIS Z26000:2012-社会的責任に関する手引き-）に示された社会的責任(SR)⁰³の中核主題（図表参照）に取り組み、さまざまなステークホルダーと協調する形態を考えながら、経営革新を図っていくことにより、協会の進化⁰⁴、発展があると考えています。

（※ISO26000では、社会的責任(Social Responsibility)とは、組織の決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して組織が担う責任のこと。）

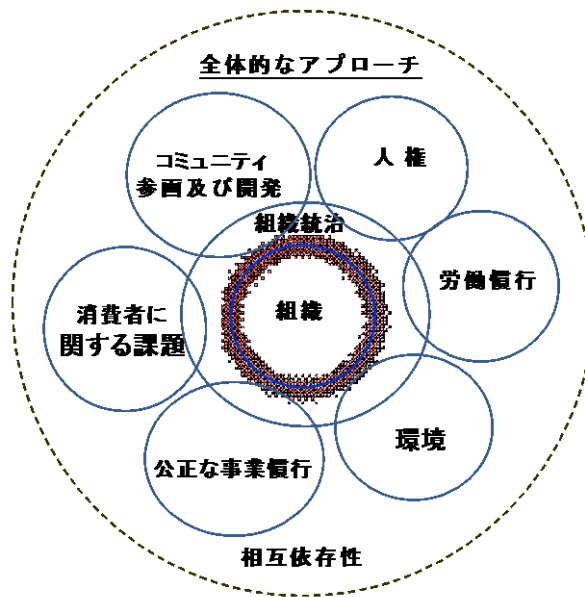
協会では、社会的責任を果たす行動様式として、①説明責任、②透明性、③倫理的の3つの原則を遵守しながら、次の3つのことをコミットメントとして常に取り組むことが不可欠としています。

- (1) 地域社会と協会の双方の持続的発展のために、SRを協会運営の中核主題にして、協会の基本理念に基づき、事業活動を推進すること
- (2) ステークホルダーとの様々な場面において、人の理念や社会の価値観を見失うことなく、協会の基本方針に基づき、誠実で公正なコンサルティング業務を通して顧客への役割を果たし、信頼を得ること
- (3) 貴重な地球環境の保全を最優先にして、協会の行動指針に基づき、科学技術の普及・支援活動、ボランティア活動など社会貢献活動に積極的に取り組むこと

協会が社会的責任を果たす最大のメリットは、社会からの信頼を得ることであり、顧客とのトラブルやステークホルダーとの関係など、様々な効果を期待しています。

それらの取り組みにおいては、当該ガイダンスに示された7つの中核主題から、段階的に協会が取り組むに相応しい関連性及び重要性をもつ課題を特定して、効率的に社会的責任のコミットメントを進めるため、「SS&SR委員会」（略称：SR委員会）を設置し、計画的に（下表：SR委員会中期計画案）その達成度を見守ることにしています。

図表： 7つの中核主題 (ISO26000から引用)
 (組織が効率的な組織統治をする上で、共通基盤として取り組む課題)



出典：「CSRの本質と国際規格 ISO26000の動向」より引用

Q&A ; (参考にしてください)

Q1; 公益法人制度関連三法とは、何れも略称で「一般社団・財団法人法」、「公益法人認定法」及び「整備法」のこと、平成17年4月に施行された。

Q2; 持続可能性 (Sustainability)とは、地球規模の大量生産、大量消費、大量廃棄の時代は終わり、人類が現在の活動を生態系と共存、継続しても、将来のニーズを満たすことが可能になること。例えば、将来、森林資源が足りなくなると考えられるペースで、森林の伐採を継続し木材とすることは持続可能な発展ではないと言えます。人の社会活動で概念的な持続可能性とは、①経済面、②社会面、③環境面の3つの側面が均衡した定常的状态のことを指し、これら3つの側面がバランスよく成り立つことで実現できると考えられています。

Q3; 企業の社会的責任SR (Social Responsibility)とは、組織活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して組織が担う責任のことで、2010年発行したISO26000(ガイダンス)がある。社会を構成するあらゆる組織に対して、社会的に責任ある行動がより強く求められている。特に企業では社会的な評価・評判や資金調達に影響するようになり、SRという用語が一般的になってきた。企業トップや取締役会だけが一致した考えを示すのではなく、従業員のみならず、顧客、コミュニティ、NGOといった社外の人々をも自社のSR活動に取り込み、環境や社会の持続可能性に貢献していくことで、中長期そして短期においても、利益を生み出す仕組みと企業自身の持続可能性も確保できるという考えで、SR活動を推進すること。手引きとしてJIS Z 26000:2012がある。

Q4; 進化 (Innovation)とは、物事の「新結合」、「新機軸」、「新しい切り口」、「新しい捉え方」、「新しい活用法」(を創造する行為)のこと。最近一般によく使われているが、新しい技術の発明を指すだけでなく、新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きく変化することを期待する言葉使いで、自発的な人・組織・社会の幅広い変革を意味する。つまり、それまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすことを指している。

SR委員会 中期計画(案)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33～36年度	備考
A.事業の確認・評価・支援							
A-1.事業全般(定期)		●			●	●	3年毎評価(評価はH29年度より)
A-2.中長期計画(定期)	●	●	●		●	●	年1回評価(評価はH29年度より) H28年度は試行
A-3.新規事業(不定期) 必要に応じて実施							随時
B.SR方針							
B-1.SR方針・目標・行動計画	●					●	3年毎見直し
・方針/目標/行動計画の見直し		●	●		●	●	段階的にレベルアップ・改善
B-2.中核主題の課題の特定 優先順位・重要性の評価	●			●		●	3年毎見直し
・ステークホルダの特定	●			●		●	影響範囲の評価
・法令遵守の特定	●			●		●	協会規程等の確認含む
・コミュニケーション(内外)	●	●		●		●	内部:協会員周知 外部:HP(H29年度以降)
C.運用							
・SR委員会の運用見直し	●					●	段階的にレベルアップ・改善
・事業との連携	●	●	●		●	●	年1回:組織統治へのSR組み込みの見直し、 H28年度は試行